

## 令和 4 年度 能動的運転管理の効果的な実施に向けた検討委員会 設置趣旨（案）

昭和 45 年の第 64 回国会（いわゆる公害国会）において、下水道法に「公共用水域の水質保全」が目的として追加されて以降、その目的を達成する重要な手段として下水道の整備が進められてきた。その結果、令和 3 度末現在、下水道処理人口普及率は 80.6% に達するとともに、浄化槽など他の汚水処理施設も含めた汚水処理人口普及率は 92.6% に達しており、都道府県が主体となり作成する都道府県構想等に基づき、適切な役割分担の下で、地域の実情に応じ効率的かつ効果的に実施してきた。

公共用水域の水質保全は、有機汚濁負荷や栄養塩類の削減により水質環境基準の達成を図ることが重要と考えられてきた、しかし、生物の多様性の保全や持続可能な水産活動が育める豊かな海にとっては、栄養塩類も水産生物の生息・生育にとって欠かせないものであり、生態系や水産資源への配慮等、きれいなだけでなく豊かな水環境を求める新たなニーズが高まっている。

このため近年では、いくつかの地方公共団体で、冬季に下水処理水中の栄養塩類（窒素やりん）濃度を上げることで不足する窒素やりんを供給するなど、地域のニーズに応じ季節毎に水質を管理する能動的運転管理の取組を始めている。国土交通省下水道部では、下水道法施行規則の改正、「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説」の改訂及び「栄養塩類の循環バランスに配慮した運転管理ナレッジに関する事例集」の公表等に取り組んできた。また、「下水放流水に含まれる栄養塩類の能動的管理のための運転方法に係る手順書（案）」を公表し、能動的管理を進めているところである。今後、取組の更なる普及促進を図るためにには、効果的な運転管理のための技術的な支援が必要である。

これを踏まえ本検討委員会は、下水処理場の効果的な季節別運転管理手法（能動的運転管理）について検討し、栄養塩類の増加運転に取り組もうとする下水処理場において、参考となるように、「栄養塩類の能動的運転管理の効果的な実施に向けたガイドライン」を作成するための検討を行うものである。